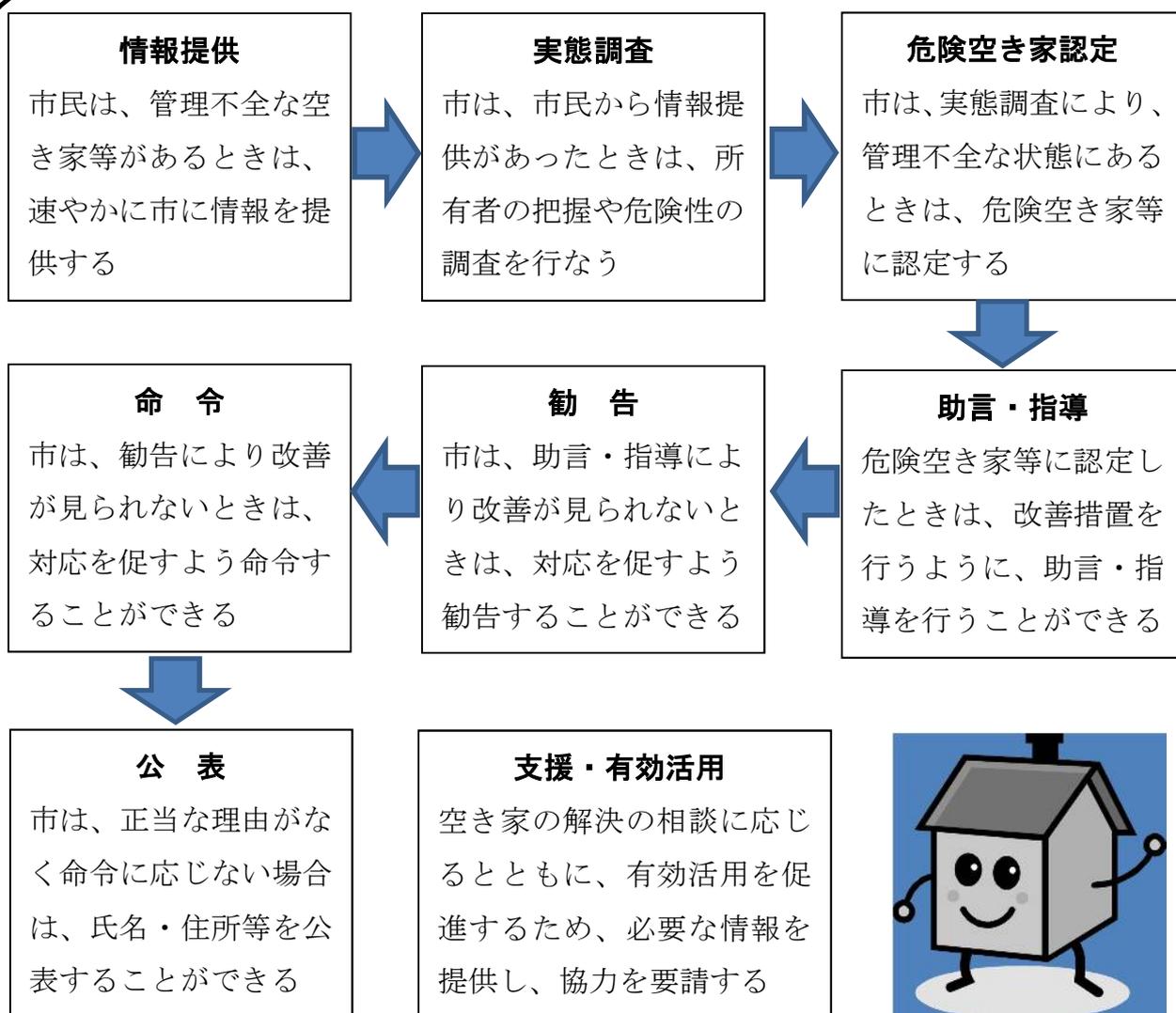


【空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例スキーム】

近年、自然災害等により倒壊し、市民の皆様の生命や財産に被害を与えるおそれのある空き家や、犯罪・火災等が誘発されるおそれのある空き家など管理不全な状態となっている空き家が増えています。

このため、空き家等の所有者等の責務を明らかにし、管理不全な空き家の適正管理を促すために、市が行う措置や支援等について条例を定め、平成25年7月1日から施行します。



※ 必要に応じて、職員が立入調査を行ないます。

※ 市が氏名等を公表するときは、所有者等に弁明の機会が与えられます。